【アメリカ】予測市場の運営等をめぐるミネソタ州での動き

一般に予測市場（prediction markets）とは、将来事象の結果予測に基づいて、参加者が特定の出来事の結果に関連する契約を取引する市場をいう。参加者は予測に合った商品（イベント契約（event contracts））を購入し、当たれば利益を得られ、外れれば損失が出る。スポーツ試合の勝敗を始め多種多様な商品が取引され、市場規模は拡大している。連邦法である商品取引所法（CEA；7 U.S.C. 1 et seq.）に基づき、商品先物取引委員会（CFTC）が規制・監督を行っている。

近年、この予測市場における取引に対する公益性の観点からの懸念が高まっている。州法等で規定されている賭博との同質性や社会的影響が問題視され、予測市場運営企業の取引手数料収入等への課税強化等、幾つもの州でこれを規制しようとする動きが見られる。

ミネソタ州では2026年5月26日、予測市場での取引は賭博に当たるとして、刑法典を改正して予測市場の創設や運営、広告を全面的に禁止するという、全米初の内容を含む州法が制定された（Laws of Minnesota 2026, chapter 118, article 6. 同年8月1日施行）。これに対しCFTCや運営企業が、イベント契約の専属管轄権はCFTCが有するとし、当該州法よりも連邦法であるCEAの優先（連邦法の専占）を主張してミネソタ州を提訴した。連邦地裁は同年7月27日、イベント契約はデリバティブ（金融派生商品）の一種である「スワップ」（swap）に当たり（7 U.S.C. 1a(47)(A)(ii)）、その専属管轄権はCFTCが有する（7 U.S.C. 2(a)(1)(A)）ことから、原告勝訴の可能性が高いとし、当該州法の執行を差し止める暫定的差止命令（Preliminary Injunction）を発した。なお、CFTCは同年6月12日、イベント契約における公益性の判断等の見直しを含む連邦規則改正案を公表した（91 Fed.Reg. 35806）。　**海外立法情報調査室・倉橋　哲朗**

・United States v. Minnesota, No. 26-cv-2661 (D. Minn. July 27, 2026)

【アメリカ】高度な暗号攻撃から国家を守る対策の実施を加速化する大統領令

高性能の量子計算機（量子コンピュータ）の研究開発が進み、それが実用化した際に、現在利用されている暗号技術の安全性低下による危殆（きたい）化（危険にさらされること。）が懸念される。この危殆化リスク対策として、耐量子計算機暗号（PQC. 量子計算機であっても解読が困難な暗号方式のこと。）への移行に向けた取組が世界的に進められている。

2026年6月22日、トランプ（Donald Trump）大統領は大統領令（行政命令）を発出し、PQCに関する連邦情報処理標準（FIPS. 国立標準技術研究所が策定する標準規格）への移行に向けた取組を加速するよう指示した（91 Fed.Reg. 38483）。移行期限が明示されたのは、連邦政府の情報システム等（国家安全保障システム（NSS）を除く。）のうち、①「影響度の高い情報システム」（high impact system）又は②「価値の高い資産」（high value asset）のいずれかに該当するものである。①は、連邦政府の情報セキュリティ分類基準であるFIPS 199に基づき、機密性、完全性及び可用性のうち一つ以上の潜在的影響度が「高い」とされる情報システムである（同大統領令第2条c項）。②は、行政管理予算局作成の覚書（M-19-03, Dec. 10, 2018）等で価値が高い資産と指定された情報又は情報システムである（同条d項）。①、②の移行期限は、暗号鍵（データの暗号化又は復号のために使われる情報のこと。）を使用するものについては2030年末、公開鍵暗号方式（公開鍵と秘密鍵というペアになる2つの情報を使う暗号方式）を用いて電子文書に署名を付与する「デジタル署名」の機能を使用するものは2031年末とされた（同第4条b項）。NSSを所有・運用する機関の移行状況については、国家安全保障局長官が大統領に対して報告書を毎年提出する（同第5条c項）。　**海外立法情報調査室・倉橋　哲朗**

・https://www.federalregister.gov/documents/2026/06/25/2026-12909/securing-the-nation-against-advanced-cryptographic-attacks

【アメリカ】監視価格を禁止するコネティカット州法の成立

一般に、監視価格（surveillance pricing/ personalized pricing）とは、個人の住所、年収、年齢等のデータを元に、支払可能な最高額を推定して商品に付与される個人ごとの価格をいう。これにより、同じ商品を他者より高い価格で購入させられ得ること、この価格差の根拠が不分明であること等への懸念が高まっている。2026 年 5 月 27 日、コネティカット州個人データ・プライバシー保護法（CTDPA）第 11 条が新設された（Public Act No. 26-64. 同年 10 月 1 日施行）。概要は次のとおり。①「監視価格」とは、イ）消費者の行動、特性、位置情報等の個人データを収集するシステム（生体認証による監視等を含む。）等を通じて収集され、かつ、ロ）第三者からの当該個人データの購入等により、消費者に固有の価格を設定する慣行をいう（a 項第 9 号）。②「価格設定装置」とは、消費者に販売される消費財等の価格を決定するために、消費者の個人データを利用する、自動化された手続等をいう（同第 7 号）。③オンラインで販売する消費財等の割引価格を設定する以外の目的で価格設定装置を使用し、かつ、これを使用して消費財の価格をオンライン上で宣伝等する、州内の事業者は、当該宣伝等に、「この価格は、お客様の個人データを使用した価格設定装置により引き上げられました。」という趣旨の文言を含める（b 項第 1 号）。④州内で事業を行う小売業者又は食品小売業者の顧客に配送等を行う独立業者は、監視価格を設定してはならない（c 項第 1 号）。⑤次のものは、監視価格設定に該当しない。イ）消費者を顧客として維持するための割引価格の設定、ロ）消費財の提供に要する費用の差異等に基づく消費者ごとに異なる価格の設定等（c 項第 2 号）。⑥③と④は、一定の保険会社、金融機関、銀行等には適用されない（d 項）。　　**海外立法情報課　中川　かおり**

・https://www.cga.ct.gov/2026/ACT/PA/PDF/2026PA-00064-R00SB-00004-PA.PDF

【EU】妊娠・出産をする欧州議会議員の代理投票に関して欧州選挙法を改正する理事会決定

2026 年 5 月 26 日、妊娠中又は出産後の欧州議会議員の欧州議会における代理投票に関して 1976 年欧州選挙法を改正する理事会決定（Council Decision（EU, Euratom）2026/1296）が制定された（全 2 か条、未施行）。この理事会決定の法的根拠は、直接普通選挙による欧州議会の選挙について定める EU 運営条約第 223 条である。同条第 1 項は、EU 理事会は特別立法手続に従い、かつ、欧州議会議員の多数決による欧州議会の同意を得た後に、全会一致により必要な規定を定めるものとし、これらの規定は、各加盟国によるそれぞれの憲法上の要件に従って承認された後に効力を生ずるものとするとしている。理事会決定の主な規定は次のとおりである。1976 年欧州選挙法第 6 条は、欧州議会議員の（欧州議会における）投票に関して、（欧州議会議員は EU 市民によって直接選出され、EU レベルで市民を代表することから）いかなる指示にも拘束されず、拘束力のある委任を受けずに個人として投票する義務を定めていたが、母となる欧州議会議員にとっては健康上のリスクや移動の制限等で投票が困難である場合があるため、同条に新たな項を追加し、妊娠中又は出産後の欧州議会議員は、子の出産予定日の 3 か月前から出産後 6 か月までの期間、（委任を受け）代理を務める他の欧州議会議員を通じて、（本会議での）投票する権利を行使することができるとした（第 1 条）。この決定は、加盟国がそれぞれの憲法上の要件に従って承認することを条件としており、EU 理事会事務局が全加盟国から必要な手続が完了した旨の通知を受領した日の翌日に効力を生じるものとする（第 2 条）。　　**海外立法情報課・田村　祐子**

・https://data.europa.eu/eli/dec/2026/1296/oj
・https://www.europarl.europa.eu/meetdocs/2024_2029/plmrep/COMMITTEES/AFCO/DV/2025/10-09/PR_Proxyvoting_v1.0ENdraftreport_EN.pdf

【イギリス】被害者に配慮した司法制度の実現

2026 年 4 月 29 日、被害者に配慮した司法制度の実現を目的として、「2026 年被害者及び裁判所法」（Victims and Courts Act 2026 (c.19). 以下「2026 年法」）が制定された。2026 年法は、全 19 か条及び附則 2 編から成り、原則としてイングランド及びウェールズに適用される。施行日は、制定日及び制定日から 2 か月後とされた規定を除き、主務大臣が定める規則に委ねられている（本稿執筆時点で一部規定は未施行）。主な内容は、次のとおりである。

①英国では、最初に事実審理を行って有罪無罪のみを決定し、有罪とされた場合に、量刑審理（事件の重大性、犯罪者の経歴等を評価し、犯罪者に科す刑罰の内容を決定する手続）を行う。犯罪者が自らの犯罪の結果に向き合わないことは、被害者に更なる苦痛を与える可能性があるとして、犯罪者に量刑審理への出席を命じる権限を刑事法院（重犯罪を扱う刑事裁判所）に付与し、正当な理由なく出席しなかった犯罪者は法廷侮辱罪に問われるものとする（第 1 条）。②ある者が親権を有する児童に対する重大な性的児童虐待罪で有罪判決を受け、終身刑又は 4 年以上の拘禁刑を宣告された場合には、当該者の親権を制限することを刑事法院に義務付ける（第 3 条）。③被害者連絡制度（重大な性犯罪や暴力犯罪の被害者が、自らの申請により犯罪者の釈放等に関する情報の提供を受ける制度）を改正し、家庭内暴力に係る犯罪等の被害者についても当該制度の対象とする（第 7 条、附則第 2）。④犯罪及び反社会的行為の被害者及び証人の独立した代弁者として主務大臣が任命する被害者担当コミッショナーに、被害者に提供すべきサービスについての規定の刑事司法機関の遵守状況に関する年次報告書を主務大臣及び法務長官に提出する義務を新たに課す（第 10 条）。　　**海外立法情報調査室・北村　弥生**

・https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2026/19

【イギリス】児童貧困対策を目的とした普遍的給付制度の改正

普遍的給付（Universal Credit）は、2012 年福祉改革法（本誌 No.252-2, 2012.8, pp.8-9 参照。以下「2012 年法」）に基づき、18 歳以上で、かつ、国民年金受給年齢未満の者から成る低所得世帯（現金、貯蓄、投資の合計額が 1 万 6 千ポンド（約 349 万円）以下）を対象とした包括的な社会保障給付制度である。普遍的給付の支給額には、受給者が扶養義務を負う児童又は適格な若者 1 人につき支給される金額を含めると定められているが（2012 年法第 10 条）、福祉制度の経費削減等を目的とした改正（2016 年福祉改革及び就労法第 14 条）により、当該支給は受給者が扶養義務を負う児童又は適格な若者のうち最大 2 人までとの上限が設けられた。政府は、2025 年 12 月に公表した児童貧困対策（Child Poverty Strategy）においてこの上限の撤廃を掲げ、2026 年 3 月 18 日、「2026 年普遍的給付（児童 2 人までとする上限の撤廃）法」（Universal Credit (Removal of Two Child Limit) Act 2026 (c.13). 全 3 か条。第 1 条・第 2 条は同年 4 月 6 日、第 3 条（施行日を規定。）は制定日に施行。以下「2026 年法」）が制定された。2026 年法第 1 条において 2012 年法第 10 条を改正し、普遍的給付において受給者が扶養義務を負う児童又は適格な若者に対する支給を最大 2 人までとする規定及びこれに関連する規則（2013 年普遍的給付規則）の規定を削除する。2026 法第 1 条は、イングランド、ウェールズ及びスコットランドに適用される。同法第 2 条は北アイルランドに適用され、北アイルランドにおいて同様の措置を講ずる。

政府は、上限の撤廃により、今議会期の最終年度（2030/31 年）には 57 万世帯が月額 450 ポンド（約 98,000 円）の恩恵を受けると推計している。　　**海外立法情報調査室・北村　弥生**

・https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2026/13
・https://publications.parliament.uk/pa/bills/cbill/59-01/0359/2CLImpactAssessment.pdf

【ドイツ】収益性の向上・地域の健康増進のための薬局改革

ドイツでは、小規模の薬局や地方の薬局は収益性が低下し、店舗数は減少している。また、薬局が有する専門知は、地域の健康増進のために有用であり、医薬品の提供という薬局の本務を越えた一層の利活用が課題とされている（BR-Drs.770/25）。こうした背景から、薬局の収益性の向上、提供サービスの拡大等を図るため、全 11 か条の社会法典、薬局法等を改正する法律が、2026 年 7 月 1 日に公布された（一部を除き、翌 2 日施行。）。改正の主な内容は次のとおり。

①被保険者が薬局で受けられるサービスとして、従来の服薬管理等に加え、疾病の予防・早期発見（血液検査、血圧測定、禁煙のためのブリーフ・インターベンション等）等が追加される（社会法典第 5 編第 129 条第 5e 項）。②薬剤師が次の要件（イ）採血に関する医学研修を受け、ロ）自身が勤める薬局のために、ハ）満 18 歳以上の者に行うこと。）を満たし、薬局が必要な設備、衛生管理等を整備した場合に、診断目的に限って薬剤師による静脈採血を可能とした（薬局法第 11c 条の新設及び薬局営業規則第 35b 条の改正）。③従来コロナウイルス等に限り例外的に認められた薬剤師による予防接種は、改正により、静脈採血と同等の要件を満たすことで、対象となる感染症の制限なく認められる（同規則第 35a 条及び感染症予防法第 20c 条）。④次のいずれかの場合に、薬剤師は、医師又は歯科医師の処方はないが、使用を猶予できない医薬品を、被治療者の自己負担で調剤できる。イ）継続的な治療を目的に、被治療者が 9 か月以上処方されている依存性等がない医薬品を、1 回に限り、最小単位で調剤する場合（新設の医薬品法第 48a 条）、ロ）急性疾患の治療を目的に、依存性等がない医薬品を、連邦保健省が定める法規命令に従って調剤する場合（新設の同法第 48b 条）。　　**海外立法情報課・栗原　稜**

・https://www.recht.bund.de/bgbl/1/2026/195/VO.html

【イタリア】IRCCS（高度な医療及び臨床研究等を行う機関）に係る見直しを行う命令の制定

2026 年 3 月、2026 年 3 月 31 日立法命令第 67 号「2022 年 8 月 3 日法律第 129 号第 1 条第 4 項に基づき、科学的な性格を有する入院及び治療のための機関［istituti di ricovero e cura a carattere scientifico: IRCCS］に関する規律の再編を定める 2022 年 12 月 23 日立法命令第 200 号に対する補完及び改正規定」（全 9 か条、2026 年 5 月 22 日施行。以下「2026 年命令」）が制定された（［ ］内は筆者による補記）。立法命令とは、法律により与えられた一定の原則及び指針の下に政府が制定する命令で、法律と同等の効力を有する。また、IRCCS は、①高度に専門的な入院及び治療サービスの提供又は②生物医学並びに医療サービスの組織及び管理の分野における卓越した臨床研究及び（基礎研究と臨床研究の）架橋的研究を行う機関である。2026 年命令の題名にある 2022 年立法命令第 200 号の制定の根拠は 2022 年法律第 129 号であり、同法第 1 条第 4 項は同命令を補完及び改正する規定を当該命令の施行から 3 年以内に採択する権限を政府に与えていた。2026 年命令の主な内容は、次のとおりである。①IRCCS に対して、臨床試験における技術的及び科学的な知見の活用を目的として、臨床研究看護師（infermiere di ricerca clinica. 法律レベルで言及されるのは初となる。）等の職務について定めることを認めている（第 1 条）。②IRCCS の研究ネットワークの役割を強化し、IRCCS 間及び国民保健サービスに属する他の機関、大学等との専門的知見の交換の促進を図るなどしている（第 2 条、第 3 条）。なお、国民保健サービスは、保健省、国レベルの機関のほか州保健サービス（地方保健公社、病院公社等）から成る。③公立の IRCCS の研究部門責任者により優れた者を登用するため、兼職禁止規定を緩和し、大学教授との兼職を可能にしている（第 4 条）。　　**海外立法情報調査室・芦田　淳**

・https://www.gazzettaufficiale.it/eli/gu/2026/05/07/104/sg/pdf

【ロシア】第二子誕生後における住宅ローンの返済猶予制度の導入

ロシアでは、第二子以降の子供をもうけることに対する経済的インセンティブを高める措置が数多く導入されている。その代表例が、2007 年に始まった母親資本（материнский капитал）制度である。これは第二子の誕生又は養子縁組を契機に給付を行い、住宅の取得や教育等に使うことができる制度である。さらに 2018 年以降は、第二子以降の子供を持つ家庭に対して、住宅ローン金利を政府が補助する「家族向け住宅ローン」の仕組みも拡大している。以上の措置に続くものとして、2026 年 7 月 4 日、連邦法第 229 号「連邦法「消費者信用（ローン）について」第 6-1-1 条の改正について」が制定され、同年 9 月 1 日から施行された。今回の法改正により、二人目以降の子供を出産又は養子に迎えた両親は、経済状況にかかわらず、当該子供が 18 か月（養子縁組の場合、年齢にかかわらず養子縁組の日から 18 か月）になるまで住宅ローンの支払の猶予を受けることが可能となった。

従来の規定では、失業者として認定された者や、障害者として認定された者等が、同様の猶予の対象であった。今回の法改正は、子育て世帯の負担を軽減し、住宅ローンを返済できなくなることによる破産のリスクを減らすこと等が目的とされている。猶予を申請するには、借主は各子供の出生証明書又は養子縁組証明書を提出する必要がある。猶予期間の 6 か月目までは利息が発生しないが、7 か月目から 18 か月目までは、残りの元金に対して猶予期間開始前の利率で利息が課されることになる。利息額は猶予期間終了後に確定し、借主自身が支払うことになる。

海外立法情報課・堀田　主

・http://publication.pravo.gov.ru/document/0001202607040018
・https://rg.ru/2026/07/04/putin-podpisal-zakon-o-rasshirenii-ipotechnyh-kanikul-pri-rozhdenii-vtorogo-rebenka.html

【韓国】「半導体産業の競争力強化及び支援に関する特別法」の制定

近年、韓国の基幹産業の一つである半導体産業をめぐるグローバル競争が激化しており、米中に並ぶ「AI 三大強国」を目指す韓国にとって、半導体産業の更なる競争力の強化が急務となっている。国レベルで半導体産業を支援するため、2026 年 2 月 10 日、「半導体産業の競争力強化及び支援に関する特別法」（以下「特別法」）が制定された（法律第 21337 号、同年 8 月 11 日施行）。特別法は全 7 章（本則 44 か条）及び附則 3 か条から成る。概要は次のとおりである。

政府は、「半導体産業競争力強化基本計画」を 5 年ごとに策定する（第 5 条）。基本計画を含む半導体産業の競争力強化に係る主要政策等を審議し、議決するため、大統領を委員長とする「半導体産業競争力強化特別委員会」（20 人以内で構成）を設置する（第 9 条）。

また、産業通商部（部は日本の省に相当）長官が、国土のバランスのとれた発展を考慮して（首都圏以外の地域を対象に）半導体クラスター（産業集積地）を指定できる（第 11 条）。国及び地方公共団体は、当該半導体クラスターに必要な産業基盤施設（電力及び工業用水の供給施設、道路等）の整備又はその費用の支援をしなければならない（第 14 条）。さらに、これら産業基盤施設の整備等については、「予備妥当性調査」（総事業費 500 億ウォン（1 ウォンは約 0.11 円）以上等の要件に該当する新規事業の妥当性を検証する調査）の免除等に係る特例が適用される（第 24 条及び第 25 条）。あわせて、半導体産業の競争力強化を財政面において支援するため、2036 年末まで「半導体産業競争力強化特別会計」が設置される（第 35 条及び附則第 3 条）。

なお、特別法の制定に当たっては、「勤労基準法」に規定する労働時間の上限（週 52 時間）の適用除外も議論されたが、最終的に規定されなかった。

海外立法情報課・藤原　夏人

・https://likms.assembly.go.kr/bill/bi/billDetailPage.do?billId=PRC_I2H5C1L2T0K4O1G5F1O7V3B6R8A0X5

【韓国】「ペット関連産業の育成及び支援に関する法律」の制定

近年、韓国では、少子高齢化、一人世帯の増加等により、ペット（伴侶動物）がより身近な存在となっている。農林畜産食品部（部は日本の省に相当）が公表した「2025 年伴侶動物養育現況調査」によると、全世帯の約 3 割（29.2%）が何らかのペットを飼育しており、ペット 1 匹当たりの月平均飼育費は約 12 万 1 千ウォン（1 ウォンは約 0.11 円）に達している。ペット飼育人口の増加に伴いペット関連産業も急成長しており、政府系研究機関の「韓国農村経済研究院」の「ペット産業の調査体系の分析及び実態調査」によると、韓国のペット関連産業は年平均約 9.6%成長し、2032 年には 21 兆ウォン規模に拡大することが見込まれている。

このような状況を背景に、2026 年 3 月 10 日、ペット関連産業を新たな産業として育成するための「ペット関連産業の育成及び支援に関する法律」が制定された（法律第 21436 号、2027 年 3 月 11 日施行）。同法は全 4 章（本則 18 か条）及び附則から成る。概要は以下のとおり。

農林畜産食品部長官（以下「長官」）は、ペット関連産業の育成目標、基盤整備、人材養成等に関する事項を含むペット関連産業育成計画を 5 年ごとに策定し、実施する（第 4 条）。長官は、広域自治体（日本の都道府県に相当）からの申請に基づき、ペット関連産業の育成及び支援のための特区を指定することができる（第 6 条）。当該特区に対して国及び地方公共団体は行政的及び財政的な支援をすることができる（第 9 条）。また、長官は、ペット関連産業における創業及びベンチャー企業の支援（第 11 条）、ペット関連産業の育成及び支援を行う専門機関の指定（第 13 条）等を行うことができるほか、長官及び地方公共団体の長は、ペット関連産業の海外進出の促進及び支援をすることができる（第 15 条）。　　**海外立法情報課・藤原　夏人**

・https://likms.assembly.go.kr/bill/bi/billDetailPage.do?billId=PRC_Q2Y5V1I2N1T6Z1J6E1I8P5D9Z9Y1T7

【韓国】国会・国会議員の記録物を専門的・体系的に管理する国会記録院の設立

韓国では、国会図書館の補助機関である国会記録保存所が、国会で作成される会議録等の記録物及び国会議員の活動に関する記録物等を収集・保管していた。この国会記録保存所を拡充・独立させ、当該記録物を永久的に管理する国会所属の専門機関として「国会記録院」を設立する法律案が 2025 年 10 月 26 日に国会本会議で可決され、同年 11 月 11 日に国会記録院法（法律第 21143 号）が公布された（本則 12 か条及び附則 1 編（3 か条）。2026 年 1 月 12 日施行）。

主な内容は、次のとおりである。国会記録院の職務として、①国会所管記録物の作成・収集・保存・公開・活用等（第 3 条第 1 項第 1 号）のほか、②国会議員、政党等の記録物の収集・管理（同条同項第 2 号）が規定され、議員の任期満了後も記録物が体系的に管理されるよう法的根拠が明確にされた。さらに、③国会博物館の運営（同条同項第 4 号）が規定され、国会記録院長は所管する記録物が国民に公開され広く活用されるよう努力する義務を課された（同条第 2 項）。また、国会記録院長の任命に当たり、国会運営委員会の同意に先立ち、国会記録院長推薦委員会（国会記録院の職務に関する有識者で国会議員・国会所属公務員ではないもので構成。）の推薦を受けることを義務付け（第 5 条）、国会記録院長の専門性・中立性を担保した。

併せて 2025 年 9 月 28 日、国会法が改正され、国会記録院の設立根拠（第 22 条の 4）等が整備された（法律第 21067 号。同年 10 月 1 日公布）。また、同年 10 月 26 日、国会図書館法も改正され、国会図書館の職務の規定から、国会の活動に関する記録物（国会議員の記録物を含む。）の収集・保存・活用等の事務（第 2 条第 1 項第 4 号）が削除された（法律第 21144 号。同年 11 月 11 日公布）。　　**関西館アジア情報課・阿部　健太郎**

・https://likms.assembly.go.kr/bill/bi/billDetailPage.do?billId=PRC_Z2S5T0Q9H2C3J1R9N1G1F4V0V6I8Z5

【中国】行政法規制定手続条例の改正

2024 年及び 2025 年の中国共産党中央委員会全体会議では、立法分野の改革を深化させ、特に立法に関する計画及び立法に対する審査を強化する等の内容が決議された。これらを踏まえ、2026 年 5 月 15 日、国務院が制定する行政法規の制定・改廃の手続を定めた行政法規である行政法規制定手続条例の改正条例が公布、同年 7 月 1 日に施行された（中華人民共和国国務院令第 838 号）。改正条例は全 8 章 48 か条から成る。以下、主な改正内容を紹介する。

立法内容の決定に関しては、党及び国家の意向等により重要性が高く、かつ、意見の調整が比較的容易な立法は、速やかに進め、関係立法を加速させること（第 8 条）、国務院の各年度の立法計画では、内容の緊急性等を考慮し、新興分野、渉外分野を優先すること（第 13 条）等とされた。起草する国務院関係部門は、国務院に審査用原稿を送付する前に、同法治部門に事前評価を行わせ（第 14 条）、同部門が審査用原稿の内容に合憲性に関わる問題があると判断した場合は、全国人民代表大会常務委員会の関係機関に意見を求めること（第 25 条）とされた。

起草に当たっては、人民大衆による立法参加の機会を広げ、生産・経営活動に密接に関わる立法の場合、企業や業界団体の意見を聴取すること、起草部門は、国家の安全等に関わり、国務院が非公開と定める場合を除き、草案を公開し、意見を募集すること（第 18 条）とされた。

そのほか、国務院関係部門は、行政法規で関係細則を制定すると定める場合、当該法規の施行後 1 年以内にこれを定めること（第 41 条）、適用を暫定的に制限又は停止している行政法規について評価・検証し、必要に応じて改正等を進めること（第 42 条）、行政法規の改正・廃止を国務院法治部門に建議できること（第 43 条）等とされた。　　**海外立法情報課・湯野　基生**

・https://www.gov.cn/zhengce/content/202605/content_7069473.htm

【中国】出入国管理に関する国務院規定の制定

近年、だまされ、又は理由を偽って出国した中国国民が、国外で賭博やネット詐欺等の犯罪行為を行ったり、国家の産業の安全に関わる技術を不法に移転したりする事例が増えている。また、国民の出入国を支援する仲介業者の数が近年急増し、悪質な仲介業者による不正行為も起きているとされる。これらの問題に早急に対処するため、出入国管理法（本誌 No.252-2, 2012.8, pp.18-19 参照）等に基づき、新しい国務院行政法規として、2026 年 7 月 22 日、出入国管理に関する国務院規定が公布、同年 9 月 15 日に施行された（中華人民共和国国務院令第 841 号）。

本規定は、全 19 か条から成る。国務院の外交、文化・観光主管部門等は、関係国・地域の安全状況に基づき、国外の安全に関する注意喚起等を発信し、中国国民は、それらを注視し、高リスク国・地域への渡航等を控えなければならない。移民管理機構は、旅券等の申請時及び出国時の審査の際に、高リスク国・地域に行く中国国民に注意喚起し、特にリスク等級が最も高い国・地域に行く同国民には、中止を勧告しなければならない（第 2 条）。移民管理機構等は、出入国者の審査の際、電子データ等の情報の提供を求めることができる（第 3 条）。不法出入国等により行政拘留を受けた中国国民に対し、移民管理機構は、6 か月～3 年の間の出国禁止を決定できる（第 4 条）。入国申請時に虚偽の申告等をした外国人に対し、移民管理機構等は、1 年～5 年の間の入国禁止を決定できる（第 5 条）。出入国の仲介を行う組織は、設立日から 15 日以内に、移民管理機構に届出をしなければならず（第 7 条）、代表者、従業員、管理体制等について相応の基準を満たしていなければならず（第 8 条）、虚偽情報の発信、誇大広告による顧客勧誘等を行ってはならない（第 10 条）。　　**海外立法情報課・湯野　基生**

・https://www.gov.cn/zhengce/content/202607/content_7077172.htm

【中国】生物医学新技術の臨床研究及び臨床応用に関する管理条例

中国では、2017年の「バイオ技術イノベーション特別計画」（国科発社［2017］103号）に見られるように、国家戦略の一環として生物医学研究を推進している。遺伝子編集等の最新技術を用いた研究開発が進展する一方、研究の安全性の確保及び生命倫理の遵守との両立が求められていた。この課題に対応するため、国務院の行政法規として「生物医学新技術の臨床研究及び臨床応用に関する管理条例」が2025年9月28日に公布、2026年5月1日に施行された（中華人民共和国国務院令第818号）。

同条例は全7章58か条から成る。制定の目的は、生物医学新技術の臨床研究・臨床応用の規範化、医学に関する科学技術の進歩の促進、質・安全の保障、人間の尊厳・健康の保護である（第1条）。生物医学新技術とは、人体の細胞・分子に作用する、中国国内で臨床応用前の医学的手法及び措置を指す（第3条）。生物医学新技術の臨床研究（以下「臨床研究」）とは、生物医学新技術の安全性・有効性を判断し適用範囲等を明確化するために、人体への直接介入、操作した器官・細胞等の人体への注射・移植、操作した生殖細胞・受精卵・胚の移植・人体内での発生又は国務院衛生健康部門が定める方法で行う試験を指す（第8条）。臨床研究は、非臨床研究で安全性と有効性が証明された場合のみ実施できる。ただし、法令等で明確に禁止されている、又は重大な倫理的懸念がある場合は実施してはならない（第9条）。また、実施時には被験者又はその保護者の同意書を要する（第19条）。このほか、国務院衛生健康部門による臨床応用前の審査・承認（第29条）、有効な治療手段がない致死的疾患や公衆衛生上の緊急事態に必要な場合の優先審査（第32条）が定められている。　　**関西館アジア情報課・平田　莉子**

・https://www.gov.cn/zhengce/content/202510/content_7043790.htm

【オーストラリア】医薬品を処方できる看護師の範囲を拡大するための法改正

豪州政府は、「医薬品給付制度」の下、メディケア（Medicare. 公的医療保障制度）加入者（豪州国民及び永住権保持者）が購入する医薬品（処方箋薬）の費用の一部を補助している。処方箋を交付できる者は、医師、歯科医師、検眼士、助産師、ナース・プラクティショナー（Nurse Practitioner: NP）に限定され（1953年国民保健法（以下「1953年法」）第84条）、各自の業務範囲内の医薬品を処方することができる。NPとは、急性又は慢性疾患のある者を診断・治療する専門知識や経験・権限を有する正看護師であり、看護学修士の学位を持ち、豪州看護師・助産師委員会により認定される。NPの割合は、全正看護師の約0.9%（2026年6月末時点）である。

2026年7月6日、1953年法等を改正し、プライマリーケアにおける正看護師の活用を促進するため、処方箋を交付できる者をNP以外の特定の正看護師へも拡大する法律が制定された（翌7日施行）。連邦政府は、この改正により、遠隔地に住む住民が必要な時に必要な場所で医療を受けられるようになり、患者の通院の負担及び医師やNPの業務負担の軽減につながると見込んでいる。1953年法の主な改正内容（新たに追加された条項）は、次のとおりである。

①第84条の「処方箋を交付できる者」に「処方箋交付権限を有する認可看護師（Authorised Nurse Prescriber: ANP）」を追加。②正看護師のうち特定の資格・経験を有する者（Eligible Nurse Prescriber. 第84AAM条）は、ANPとなるための申請を書面で保健・障害者・高齢化省次官に行うことができる（第84AAN条）。ANP承認の要件は、主務大臣が規則により規定する（同条）。③ANPは、2026年7月1日以降、規則により随時定める医薬品について処方箋交付権限を有する（第88条第1EAA項）。　　**海外立法情報調査室・内海　和美**

・https://www.legislation.gov.au/C2026A00065/asmade/text

【ニュージーランド】2026 年精神保健法の制定

2018 年 12 月、ニュージーランド政府は、「He Ara Oranga: 精神保健と依存症に関する政府調査報告書」を公表した。同報告書は、本人の同意のない強制的な精神医療（以下「強制的ケア」）について規定した 1992 年精神保健（強制的医療の評価及び治療）法（以下「1992 年法」）を、患者にトラウマや危害をもたらす危険性があるなどとして「時代遅れ」と評価し、同法を廃止して、隔離等の強制的措置を最小限に抑えることや、患者の意思決定を促進・支援すること等に重点を置く新たな法律を制定することを提言した。

2026 年 7 月 9 日、同報告書への対応等のため、2026 年精神保健法が制定された。全 8 章 231 か条附則 3 編から成る。施行日は、一部を除き 2028 年 7 月 1 日。なお、同日に 1992 年法は廃止される（第 230 条）。主な内容は、次のとおりである。

①強制的ケアは、個人のメンタルヘルスの保護・促進・改善のためにのみ、最も制限の少ない方法（必要な期間を超えて実施しないこと等）で行われ、本人の意思・希望に配慮して提供されること等を原則とする（第 6 条）。②強制的ケアの対象者を重度の精神障害（妄想、気分障害、認知機能障害等）を有し、かつ、治療が行われない場合深刻な悪影響（自身又は他者への重大な身体的危害等）を引き起こす可能性が高い場合等に限定した（第 7 条、第 8 条）。③強制的ケアを提供する医療従事者に隔離回避のため最善の努力を行う義務を課した（第 50 条）。④自身への精神医療の選択肢を理解できる者については、「メンタルヘルスに関する事前指示書」を作成し、同意するケア及びその提供方法・場所、同意しないケア等に関する意思決定を行い、その内容を表明できるようにした（第 12 条）。　**海外立法情報調査室・内海　和美**

・https://www.legislation.govt.nz/act/public/2026/44/en/latest/#LMS995022

【ベトナム】改正情報アクセス法の制定

2026 年 4 月 23 日、全 4 章 31 か条から成る改正情報アクセス法（情報アクセス法第 01/2026/QH16 号（Luật số 01/2026/QH16 của Quốc hội: Luật Tiếp cận thông tin）が国会で可決された（2026 年 9 月 1 日施行）。2016 年の情報アクセス法（情報アクセス法第 104/2016/QH13 号）制定以来、社会のデジタル化が進展したこと、地方行政体制が 3 層制から 2 層制へ移行し、地方行政の効率化が必要になったこと等が、改正の背景にある。改正の主な内容は、次のとおり。

①これまで、（地方政権も含む）国家機関のみが国民の情報アクセス権の保障に関して責任を負っていたが、公共サービスを担う公的企業等も国民の情報アクセス権の保障に関して責任を負うことになった（第 1 条）。②国家機関・公的企業等は、原則として、当該の機関・企業等の内部で作成された情報（例えば、地方政権は、当該地方の案件に関する情報）についてのみ提供の責任を負うという原則が強化された（第 10 条）。③国家機関・公的企業等は、障害者、少数民族及び国境地域・島しょ部・山岳地帯等に住む者等の情報アクセス権の行使に対し、便宜を図らなければならないことになった（第 11 条）。④当事者が提供に同意していない、プライバシーに関する情報及び個人情報並びに企業秘密に関する情報は、「国民がアクセスできない情報」となった（第 15 条）。⑤集合住宅の品質に関する情報、医療機関の行う医療の質に関する情報、教育機関に関する教育・財務情報、環境汚染等に関する情報等が、新たに「公開すべき情報」とされた（第 17 条）。　**海外立法情報課・澁谷　由紀**

・https://congbao.chinhphu.vn/van-ban/luat-so-01-2026-qh16-469528.htm
・https://datafiles.chinhphu.vn/cpp/files/vbpq/2016/05/104.signed.pdf